

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 8 年 7 月 3 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	財務会計システムに記録しない場合の物品管理ルール遵守については正及び改善を求めたもの 経済戦略局の物品担当課と会計室との協議により、一部の物品は、財務会計システムに登録せず、備品一覧で管理する運用が認められていることが判明したが、会計室との協議内容とは異なり、指定管理者が平成24年度以降に買替（更新）を行った物品について、財務会計システムに登録されておらず、備品一覧には、取得価格や受入年月日等の記載がなく、買替時に品名、品質等の情報も更新されていなかった。 【指摘事項】 1. 経済戦略局は、会計室との協議事項について、留意事項を含め正しく理解した上で、平成24年度以降に同局スポーツ部所管の各指定管理者施設で購入した物品について、品名、品質、取得価格等を調査し、備品台帳等の整理方針を決定の上、当該方針に基づき適切に対応されたい。 2. 経済戦略局は、今後同様の事象が発生しないよう、とりわけ標準的な事務手続とは異なる事務処理を行う場合には、組織的なチェックが行える仕組みを構築されたい。	【1】 ・会計室との協議事項について、総務課とスポーツ課で認識の共有を図った。 ・会計室との協議事項に基づき、平成24年度以降に同局スポーツ部所管の各指定管理者施設で購入した物品について、令和 8 年 3 月 4 日にスポーツ課から指定管理者に対し、品名、品質等を調査し更新するよう周知した。 ・令和 7 年度までに更新した物品のうち、見込価格が 5 万円以上のものは価格を調査する。あわせて、財務会計システムへの登録が必要な物品については、令和 8 年度中に同システムへ登録する。これらの取扱い方針を、4 月 3 日付で「指定管理施設における備品等の管理について（方針）」として策定し、関係職員間で共有した。 ・今後の備品一覧及び備品台帳の整理方針については、5 万円以上のものは財務会計システムに登録し、5 万円未満のものは備品一覧の記載内容を随時更新することとし、令和 8 年 3 月 24 日にスポーツ課から指定管理者へ周知した。 【2】 指定管理者及びスポーツ課による現物確認とは別に、総務課にて毎年度、スポーツ施設の中から無作為に施設を選定し、現地で物品確認調査を行う総務課モニタリング実施時において、物品確認調査時に指定管理者から更新した物品の聴き取りを実施し、総務課にて適正に財務会計システムに反映されているか確認を行うよう、令和 8 年 4 月 3 日に物品調査リストに確認項目を追加した。	措置済	令和 8 年 4 月 3 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 経済戦略局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 経済戦略局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】 ・スポーツ課では、指定管理施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があること及び年度区分の考え方について、令和8年3月24日に本市物品管理マニュアルを用いて指定管理者へ改めて周知を行った。 ・総務課から指定管理施設を所管する担当課に対し、指摘事項について令和8年4月16日に周知し、備品管理の徹底を図った。 【2】 ・スポーツ課から帰属調整が必要な物品がある場合は本市へ報告するよう令和8年3月4日に指定管理者へ周知を行った。 ・現状、調整が必要な物品は出てきていないが、今後も引き続き、帰属調整が必要な場合は指定管理者と調整を行い、本市に帰属するものは備品一覧または備品台帳へ登録し、指定管理者へ帰属するものは指定管理者のものとなるように管理することとした。 ・また、現在高調査が漏れなく実施できるよう、指定管理者が全品確認を行ったものについて、スポーツ課で施設巡回時に複数点ピックアップして現物照合を行う。また、備品台帳と備品一覧を定期的に照合する方針を策定し、今後も継続して実施するため、スポーツ課で現物照合を行う巡回の際に使用する確認用資料に、令和8年4月3日に策定した「指定管理施設における備品等の管理について（方針）」を添付する仕組みとした。	措置済	令和8年4月16日
5	現在高調査の記録について改善を求めたもの スポーツ部所管指定管理者施設における現在高調査報告において、物品取扱員に提出する物品現在高調査表は全指定管理者施設分を一括して作成しており、調査担当者欄等には代表者氏名のみの記載で、実際に現物確認した担当者等の記録や全件の現物確認を実施した証跡は残されていなかった。 【指摘事項】 経済戦略局は、毎年度実施すべき現在高調査において、実施者及び実施状況を後日確認できるように実施記録を確実に残す仕組みを構築し、運用されたい。	・毎年度実施する現在高調査において、スポーツ課で実施者及び実施状況を後日確認できるように実施記録に実施日、実施者及び実施状況等を記載することとし、確実に記録を残すよう令和8年4月3日に策定した「指定管理施設における備品等の管理について（方針）」で定めた。 ・具体的には、令和7年度の調査は令和8年3月に行った各施設の巡回において現在高調査の実施記録を残す仕組みを構築のうえ、財務会計システムに登録している物品について、スポーツ課職員で全品調査を行っている。なお、令和8年度以降の調査は、指定管理者が全品確認を行ったものについて、スポーツ課で施設巡回時に複数点ピックアップして現物照合し、それぞれの実施記録を残すこととした。 ・実施した際の記録については、物品現在高調査にかかる回答の決裁に添付することとし、令和8年5月21日付で実施した。	措置済	令和8年5月21日